

令和2年度包括外部監査結果

情報システムに関する事務をチエック

区では平成20年度から公認会計士など外部の専門家による包括外部監査を実施しています。これは、従来の監査委員制度に加え、監査機能の専門性・独立性を強化するため、地方公共団体が、外部監査人（弁護士、公認会計士、税理士等）と契約を結び、財務や事業の執行について監査を受ける制度です。

このたび今年度の包括外部監査結果が、包括外部監査人である遠山高英公認会計士から報告されました。

「三」情報システムに関する事務の執行について

「監査対象年度令和元年度。ただし必要な範囲で平成30年度以前および令和2年度も監査対象とした。

「選定理由情報通信技術の急速な発展は目覚ましく、情報通信

成年年齢引き下げ後の「成人式」対象年齢は20歳

開催時期・対象

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年（2022年）4月から成年（成人）年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

現在、江東区では20歳の方を対象に、成人の日（1月の第2月曜）に成人式を開催していますが、成年年齢が18歳に引き下げられた後の「成人式（※）」の同様に20歳とします。

「成人式」の名称につきましては、今後検討します。

対象年齢を20歳とする
主な理由

○18歳は就職活動や受験など多忙な時期であり、成人式への参加が大きな負担となったり、安心して参加できないなどの問題が生じるおそれがある。

特別区民税・都民税の申告期限を延長

4/15(木)まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特別区民税・都民税の申告期限を4月15日（木）まで1か月延長しました。

申告は便利な郵送申告または申告窓口までお願いします。

「申告会場」

○3月15日（月）まで

江東区文化センター2階臨時窓口（東陽4-11-3）※土・日

○3月16日（火）～4月15日（木）
課税課（区役所5階3番）窓口
※土・日曜、祝日を除く午前8時～午後5時

「課税課」
☎(3647)8001122
FAX(3647)4822

国民年金の届出を忘れずに

会社を退職、配偶者の扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

次に該当する方は、区民課年金係（区役所隣防災センター2階2番）、豊洲特別出張所・各出張所または江東年金事務所（亀戸5-16-9）で加入の届出が必要となります。

- ①会社を退職したとき（厚生年金等の資格を喪失したとき）
- ②厚生年金等の加入者に扶養されていた配偶者が扶養から外れたとき
- ③外国から転入したとき
- ④外国へ転出したとき（任意加入）※区民課年金係または江東年金事務所のみ受付
- ⑤年金に一度も加入しなかった20歳以上の方が国民年金に加入するとき

※①②の届出は、退職日または加入するとき

☎(3647)8001122
FAX(3647)4822

開催時期・対象

これまでどおり、1月の第2月曜（成人の日）を予定しています。なお、成年年齢引き下げ後の最初の成人式は、令和5年1月9日（月・祝）を予定しています。対象は、平成14年（2002年）4月2日から平成15年（2003年）4月1日の間に生まれた方になります。

調査結果の詳細は、区ホームページからダウンロードできます。

「国民年金の届出を忘れずに」
会社を退職、配偶者の扶養から外れたときなど

扶養削除日を確認できる書類が必要となります。⑤以外の届出は、年金手帳等の基礎年金番号が記載された書類が必要です。この他必要添付書類はお問い合わせください。また、厚生年金等に加入するときや国民年金第3号被保険者となる（厚生年金等に加入する配偶者の扶養になる）ときは勤務先等への届出が必要となります。

届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

「厚生年金・国民年金第3号被保険者等の問合先」
江東年金事務所
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

「区民課年金係」
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

☎(3647)1131
FAX(3647)9415

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料・国民健康保険料の減免申請

3/31(水)まで

後期高齢者医療保険料の減免申請

受付期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入等が3割以上減少してしまった方に対して介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請を受け付けています。介護保険料・国民健康保険料の申請期限は3/31(水)までです（後期高齢者医療保険料減免の受付期間については当面の間延長）。ご相談、申請はお早めをお願いします。詳しくは区ホームページをご覧ください。[介護保険料減免について] ☎ 介護保険課資格保険料係 ☎3647-9493、FAX3647-9466 [国民健康保険料・後期高齢者医療保険料減免について] ☎ 医療保険課資格賦課係 ☎3647-8520、FAX3647-8443

貸出施設の使用料等 改定前料金への据置き期間延長

9/30(木)まで

貸出施設の使用料等につきましては、令和2年10月1日から新料金へ改定されていますが、新型コロナウイルス感染症による施設の利用制限の状況等を総合的に勘案し、令和3年3月31日（水）までの利用につきまして、特例的な措置として、改定前料金へ据置くこととしています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の収束見通しが依然と

☎(3647)1760
FAX(3647)9345

して立たない現況を踏まえ、改定前料金への据置き期間を令和3年9月30日（木）までの利用分へ延長します。

☎(3647)1760
FAX(3647)9345

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール